

中小企業等における感染拡大防止対策助成金 Q&A

Q. 前年度「中小企業等における感染拡大防止対策助成金」を受給した場合も、助成を受けることができるか？

A. できます。

Q. 「福井県版持続化給付金」を受給した場合も、助成を受けることができるか？

A. できます。

Q. 受付開始時期は？

A. 5月24日から受付開始予定です。

今年度は3回に分けて募集を行います。ただし、年度をとおして1回限りの申請となりますので、すべての経費をまとめて申請してください。

Q. 助成額に下限額はありますか？

A. 今年度の助成金に下限額はございません。

1事業所あたり上限10万円、助成率4/5となります。

Q. 国や市町等の他の補助金や助成金と併用できるか？

A. 同一の助成対象経費では併用できません。

Q. 宿泊事業者は本助成金の対象か？

A. 「宿泊事業者による感染防止対策等支援事業補助金」の対象となる宿泊事業者は対象外となります。「宿泊事業者による感染防止対策等支援事業補助金」の詳細については県観光誘客課（0776-20-0380）までお問い合わせください。

Q. 「感染防止徹底宣言」ステッカーの掲示は必要か？

A. 必要です。下記 URL から申請してください。

<https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/kenkou/corona/sutekka-.html>

Q. テナントにおいて事業活動を行っている場合も、助成を受けることができるか？

A. 事業主においてテナントにおける感染拡大防止対策を実施する必要がある場合、対象となります。

Q. フランチャイズ店は対象となるか？

A. 本社が県外でも、店舗が県内に所在していれば、県内店舗分は対象となります。

Q. 従業員がテレワークをしている場合、その実施場所（自宅等）における感染症対策の経費は対象になるか。

A. 出社する従業員がいない事業所や、従業員がテレワークを行う自宅は対象となりません。

Q. 自宅を事業所等として使っている場合、どのような場合が対象となるのか？

A. 事業活動として家族以外の方と接触する場合（そろばん教室、商談等）の感染対策費用は対象となります。自身や家族が普段使用するマスクや消毒液等は対象外です。

Q. 「事業所ごとに申請」の考え方は？（同じ敷地内に数棟の建物がある場合や、個人事業主で複数の事業所を持っている場合、どのように申請すれば良いか）

A. 「日本標準産業分類」の事業所の定義をもとに判断します。一構内における経済活動が、単一の経営主体によるものであれば一事業所としての申請となります。一構内であっても経営主体が異なれば、経営主体ごとに別の区画としてそれぞれを別の事業所として申請できます。

個人事業主で複数事業所を持っている場合も、それぞれを別の事業所として申請できます。

ただし、複数の事業所が一つの事務室等を共用する場合、代表する事業所から申請を行うこととし、重複して申請はできません。

Q. 移動販売をしているが、車両1台ごとに対象となるのか？

A. 今回の助成金は、車両の台数にかかわらず事業所単位に必要な対策を講じたものが対象となります。

Q. 令和3年3月31日以降に発注し、令和3年4月1日以降に納品されたものは対象になるのか？

A. 納品日が令和3年4月1日以降の場合、対象になります。

Q. 消毒や除菌に使う製品は、アルコール以外でも対象になるのか？

A. 原則として、厚生労働省HPに掲載されている「新型コロナウイルス消毒・除菌方法一覧」に記載のものが対象となります。[\(厚労省HPへのリンク\)](#)

その他の消毒剤・除菌剤を購入して申請する場合は、以下の①や②の効果を有することをご確認の上、購入・申請してください。（厚生労働省が、界面活性剤等の有効性を検証した際の基準をもとに設定。[検証方法等は独立行政法人製品評価技術基盤機構のHPをご確認ください。](#)）

①99.99%以上の感染価減少率 ②約10,000個のウイルスを不活化

Q. 抗菌コーティング等の抗菌対策は対象になるのか？

A. 抗菌を目的とした製品やコーティングの施工については、薬事法等で決まった基準がなく、厚生労働省として新型コロナウイルスへの有効性を確認していないため、本助成金の対象とはなりません。

Q. 空気清浄機について、HEPAフィルターより性能が良いものは対象になるのか？

A. HEPAフィルターと同等以上の粉じん除去の性能（捕集できる粒子のサイズが0.3μm以下かつ捕集率が99.97%以上）を有し、かつ風量が5m³/min以上のものは、対象となります。

Q. 国が管理委託している施設や地方公共団体の指定管理施設は対象になりますか。

A. 対象外です。それらの施設については、本来、国や地方公共団体において感染拡大防止の対策が行われるべきものであるためです。

Q. センサー付き蛇口等の取り付けにかかる工賃は対象となるか？

A. 対象となります。

Q. クレジットカードで購入した物品について申請する場合、代金の引き落とし前でも申請して良いか？

A. 代金の引き落とし後に申請してください。

Q. 「対象物品の例 ③消毒・衛生管理費用」に記載のある「除菌剤の噴霧装置」とは、空間除菌を行うための装置か。

A. 「除菌剤の噴霧装置」とは、除菌剤や消毒液をモノや手指に噴霧するためのスプレーやディスペンサー等を指しています。空間除菌装置については、ガイドラインで新型コロナウイルス感染症の対策として認められていないため、本助成金の対象とはなりません。

Q. 商品券や小切手での支払いは、助成金の対象となるか。

A. いずれも対象とはなりません。また、クーポン券、特典ポイント、金券等での支払いも対象にはなりません。

Q. 来訪者や来客にサービスとして提供する物品の経費は対象となるか。

A. 対象とはなりません。ただし、感染対策としてマスクをしていない来訪者や来客にマスクを提供することは対象となります。